

報道機関各位

— 都 城 市 —

令和7年9月29日

都城市職員が、建造物侵入及び器物損壊の容疑で逮捕されたこととお知らせします。
なお、本件に係る当該職員への処分につきましては、警察の捜査状況結果等を踏まえて対処する予定です。

今回、本市職員が起こした事件につきまして、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様
に多大な御迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

今後、全職員がなお一層綱紀の粛正及び服務規律の確保に努め、信頼の回復に努めて
まいります。

《事件の内容》

- 対 象 者 土木部道路公園課所属の職員（男性）
- 日 時 令和7年9月29日（月）午前10時34分
- 事件概要 対象者が、令和7年8月22日の早朝、本市出先機関庁舎内に侵入し、
執務室内の事務机に置かれていた女性職員が所有するペットボトル
を汚損する等の行為をしたもの。
- そ の 他 令和7年5月2日にも同庁舎への侵入の痕跡が認められたため、6月
20日に同庁舎の庁舎管理者が被害届を提出していた。
なお、対象職員は、令和7年3月31日まで当該出先機関庁舎に勤務
していた。※被害を受けた職員に対する配慮をお願いします。

市長コメント

このたび、本市職員が建造物侵入及び器物損壊の容疑者として逮捕され
たという事実を受け、市民の皆様並びに関係機関各位の皆様
に多大な御迷惑をおかけしましたことに対し、心から深くお詫び申し上げます。

当該職員については、捜査の進展状況や事実関係を確認した上で、厳正
に対処してまいります。

今後は、改めて綱紀の粛正及び服務規律の確保を徹底するとともに、こ
のような不祥事の再発防止と市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでま
いります。

問い合わせ先 都城市職員課 23-2119